

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	係長	担当	担当									文書取扱主任

第 10 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成 28 年 2 月 18 日 (木曜日)	開会 13 時 29 分	閉会 15 時 04 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田	事務局	菊井事務局長
	議長、副議長		竹谷次長
欠席委員			村井主任主事
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例について		
	(2) 平成 27 年度一般会計補正予算について		
	(3) 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について		
	(4) 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について		
	(5) 平成 27 年度一般会計補正予算について		
	(6) 公の施設の指定管理者の指定について		
	(7) 平成 27 年度一般会計補正予算について		
	(8) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について		
	(9) 職員の退職管理に関する条例について		
	(10) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について		
	(11) 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例について		
	(12) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について		
	(13) 滝川市行政不服審査会条例について		
(14) 滝川市平和都市宣言について			
(15) 滝川市中央老人福祉センターのあり方検討市民会議の設置について			
2 第 1 回定例会以降の調査事項について～別紙			
別紙調査項目のとおりとすることに決定した。			
3 その他について			

議 事 の 概 要	なし。
	4 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
	上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 関藤龍也 ㊟

平成28年2月16日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成28年2月9日付け滝議第187号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	中島純一
総務部次長	高橋一美
総務部総務課長	鎌田清孝
総務部総務課長補佐	小畑力也
総務部総務課長補佐	橋本英昭
総務部総務課係長	壽崎行洋
総務部総務課係長	松本智康
総務部企画課長	深村栄司
総務部企画課秘書室係長	木村雅人
総務部公共施設マネジメント課係長	高橋伸明
総務部情報推進課長	杉原慶紀
総務部情報推進課長補佐	田上智章
市民生活部長	舘敏弘
市民生活部次長	石川雅敏
市民生活部くらし支援課長	横山浩丈
市民生活部江部乙支所長	岩田肇
保健福祉部介護福祉課長	松澤公和
保健福祉部介護福祉課主幹	柳圭史
保健福祉部介護福祉課係長	鈴木勝敬

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	田中嘉樹
教育部次長	河野敏昭
教育部学校教育課長	高田和昌
教育部学校教育課長補佐	西村浩
教育部学校教育課係長	山本健裕
教育部学校教育課新しい学校づくり推進室長	鳩山稔

教育部学校教育課新しい学校づくり推進室係長
教育部滝川西高等学校事務局事務長
教育部社会教育課長
教育部社会教育課美術自然史館長

原 田 瑞 絵
法 村 幸 子
景 由 隆 寛
中 塚 智 勝

(総務部総務課総務係)

第10回 総務文教常任委員会

日 時 平成28年2月18日 (木)

午後1時30分～

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- (1) 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例について (資料) 江部乙支所
美術自然史館

《教育部》

- (2) 平成27年度一般会計補正予算について (資料) 学校教育課
新しい学校づくり推進室
滝川西高事務局
- (3) 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について (資料) 学校教育課
- (4) 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について (資料) 社会教育課

《総務部》

- (5) 平成27年度一般会計補正予算について (資料) 情報推進課
- (6) 公の施設の指定管理者の指定について (資料) 防災危機対策室
- (7) 平成27年度一般会計補正予算について (資料) 総務課
- (8) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (資料) 総務課
- (9) 職員の退職管理に関する条例について (資料) 総務課
- (10) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例について (資料) 総務課
- (11) 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び
滝川市農業振興条例の一部を改正する条例について (資料) 総務課
- (12) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (資料) 総務課
- (13) 滝川市行政不服審査会条例について (資料) 総務課
- (14) 滝川市平和都市宣言について (資料) 企画課
- (15) 滝川市中央老人福祉センターのあり方検討市民会議の設置について (資料) 公共施設マネジメント課

2 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第10回 総務文教常任委員会

H28. 2. 18 (木) 13:30~

第一委員会室

開 会 13:29

委員長 第10回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。正副議長の出席をいただいております。傍聴として、館内議員、山本議員、井上議員、小野議員、木下議員、東元議員が出席しております。

1 所管からの報告事項について

委員長 所管からの報告事項に入りますが、(15)以外が議案関連となっておりますので、ご留意願います。

市民生活部、(1)、滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(1) 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例について

岩田支所長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

教育部、(2)、平成27年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(2) 平成27年度一般会計補正予算について

高田課長 (別紙資料に基づき説明する。)

法村事務長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

(3)、滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(3) 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

西村課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

(4)、滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(4) 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について

景由課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

(5)、平成27年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(5) 平成27年度一般会計補正予算について
 田上課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
 (6)、公の施設の指定管理者の指定について説明を求めます。
(6) 公の施設の指定管理者の指定について
 鎌田課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
 (7)、平成27年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(7) 平成27年度一般会計補正予算について
 鎌田課長 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
 (8)、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明を求めます。
(8) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
 小畑課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。
 (なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
 (9)、職員の退職管理に関する条例について説明を求めます。
(9) 職員の退職管理に関する条例について
 小畑課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)
 委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。

清 水 条文の用語の意味をお聞きします。概要の5行目、普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長とありますが、滝川市で言えば、どういった方を指すのか。また、下から3行目、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長または課長に相当する職として、規則で定める者はどういった方を指すのか。それと、この文章を読んでいると上の4行で離職前5年間のそのことについて、離職後2年間は職務上の行為をするようにといたったことができないということで、また、さらに内部組織の長等は、さらにその5年前よりも前ということで、より長い期間と読み取れるのですが、そのとおりなのか確認します。これは、結局、再就職者というのは、どんなところに再就職してもということではないと思う

小畑課長補佐

のです。例えば、本州の会社に行って、建設部にいた人が関係のないクリーニング屋をしていたということで、よかれと思って建設部の人にこういうことをこうやったらいいのではないかとアドバイスをすることもだめなのか伺います。文章がわかりにくいところがございますので、整理しますと、第1段落目の4行に関しては、職員であった者がどんな職であっても、部長や課長に限らず、係長であっても、再就職した場合、その再就職というのは、一応民間企業、営利企業となっていますので、本州の会社であっても該当になりますが、退職した職員が再就職した場合に、その退職した日から2年間は、自分が退職前5年間に自分がいた職場、職務に対して、あれをしてください、これをしてくださいということについて、規制がかかりますということが規定されました。第2段落目のほうは直近下位の内部組織の長、この内部組織の長は、長の直近下位のということになりますので、市長部局の部長と限定されます。等となっていますが、法律上は内部組織の長とこれに準ずる者について、同じような取り扱いをなさうということになっておりますので、この等については、規則のほうで、部長と同じ立場の次長であったり、議会事務局長、監査事務局長など、いわゆる部長職の方々についても同様で、5年間は等しく適用されるのですが、部長職の方については、部長になったときから規制がかかるということで、5年前の日より前に部長になっていれば、そこから5年前の日までかかります。あと5年間はみんなが等しくかかってくるということなので、その職に就いたときから規制がかかるということになります。第3段落目、今回条例で定めたいとする部分は、それら部長と、国で言えば部長や課長に相当する職として、滝川市に置きかえたときにどうなのかという、前段で部長たちに規制がかかるとして、法律の趣旨としては、部制をしいているところは、課長まで規制をかけるべきだという通知が出ていますので、この第3段落目で条例でもって、滝川市の課長職になったときから、5年前の日まで、例えば、7年前に課長になっていれば、7年前から規制がかかるということ条例で定めたいということで考えています。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(10)、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(10) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

小畑課長補佐

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(11)、市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(11) 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例について

小畑課長補佐

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
(12)、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、
(13)、滝川市行政不服審査会条例について一括で説明を求めます。
(12) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
(13) 滝川市行政不服審査会条例について
(別紙資料に基づき説明する。)

橋本課長補佐

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

清 水 1 ページ、(3) 右の図で行政不服審査会等となっているのですが、この等とは
どういう意味なのか、条例に記載されるのかなどについて伺います。
議会の位置づけですが、左が現行で、例えば、昨年8月の下水道料金区分の
異議申し立てがありました。あのときは、審査庁に異議申し立てをしたときに
市長は議会に諮問をしたということで、この現行の中では右の図のように諮
問、答申は書かれていないので、現行では議会に対する諮問、答申というの
は、図からは読み取れないのです。議会の位置づけはどのように変わるのか、お伺
いします。
文言なのですが、(3)の3行目、口頭意見臨術とは一体何なのか。(4)の救
済手段の充実・拡大の具体的な中身で、裁決時にあわせて申請認容処分をとる
措置を新設、また申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合とありますが、
よくわからないのです。意味を伺います。

橋本課長補佐 (3)の行政不服審査会等の等ですが、これは当然、国の行政処分に対しても
適用されるものですから、国は国の行政不服審査会という名称のものにしてい
ますが、地方公共団体では行政不服審査会という名称を用いなくてもよいとい
うことから、そういった意味で等とつけているのかなと思います。真意を正確
に解説はできないところです。恐らくそういう趣旨だと思われま。す。
議会の位置づけですが、昨年の不服申し立ての場合は、地方自治法に負担金や
使用料についての不服申し立てがあった場合、議会に諮問しなさいという規定
が特別法的にありましたので、現行の図にはないのですが、特例として諮問と
いうことで、それが、今度どうなるかということは、法の中で別に法で定める
諮問先がある場合は、行政不服審査会等ではなく、そちらに諮問しなさいとい
うことで、行政不服審査会にはする必要はないということになります。そうい
った意味では、ここは議会も含まれるということ、その等なのかもしれませ
ん。
口頭意見臨術は誤字です。口頭意見陳述の間違いです。訂正願います。(4)の
救済手段の充実・拡大ということ、米印が出ていますが、先ほどの不作為の
場合は、諮問にかけないということ、そのまま諮問にかけなくても、認
容する。裁決が早まって、簡素化されるということです。申請について、不服
申し立てがあった場合に認容すると、諮問なしにそのまま認容するというこ
とで簡素化されたということです。

委員長 ほかに質疑ありますか。
(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
(14)、滝川市平和都市宣言について説明を求めます。
(14) 滝川市平和都市宣言について
木村係長 (別紙資料に基づき説明する。)
委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
(15)、滝川市中央老人福祉センターのあり方検討市民会議の設置について説明を求めます。
(15) 滝川市中央老人福祉センターのあり方検討市民会議の設置について
高橋係長 (別紙資料に基づき説明する。)
委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

本 間 市民会議の中の8番目の方、滝の川東地区連合町内会ライフサポート運営委員会事務局長ということで、このように並んでいる中で、何をされている方かわからないので、この方について伺います。
今回、公共施設マネジメント課でこの案件を取り扱っているということは、この施設に対しては廃止なども含めて検討するという意味合いで考えているのか伺います。

高橋係長 ライフサポート運営委員会の取り組みについては、詳細まではわかりませんが、高齢者の見守りや買い物代行、空き店舗を活用したコミュニティカフェ、さまざまな地域住民の暮らしを支える活動をしている団体と理解をしています。
施設の廃止については、廃止を決定していこうというものではありません。今日の高齢者のライフスタイルに合わせた高齢者活動の活性化をまずは検討していき、その結果、その形に合う新たなセンターのあり方というのをみんなで考えていこうということで、既存の施設が必ずしも今日的な形がベストではないのではないかという思いはあるのですが、単純に廃止をしていこうということではありません。

本 間 11の方がいて、公募委員が3人います。あと、老人クラブ連合会と社会福祉協議会の会長であるという中の1人がそういうコミュニティカフェの事務局長であるということになっているのですが、ただ、こうした活動をほかにされている集まりだとか、そういうところが全くない上でこの方を選んだのか、少しわからないので、どのような理由で選定されたのか伺います。

高橋係長 会議の人選については、単純に施設のあり方を議論するのではなく、高齢者の活動の活性化を視野に入れた会議の設置であり、実際に会議の報告書提出の後にそれぞれの活動の活性化をしていく、そういう活動家の方々を中心にピックアップしています。そのためにこのような団体の方も参画いただいているのですが、ほかにそういった団体があるのか、ないのかは、例えば、いきいき百歳体操のサポーターなども候補に上がっています。ただ、百歳体操のサポーターは市内各地に100人を超える方がいますので、実は公募の中では中央老人福祉センターの近くにある二黄会館、朝日町地区福祉ホーム、その2施設で活動されているサポーターの方に声かけさせていただいた中で、公募委員として2人の方が参画されています。そのような形での人選であるということです。

本 間 なぜ、このようにこだわっているかということ、できればそういう活動をされている方が幾つかの角度から見ていただくということが重要なのだと思うのです。とにかく老人クラブ連合会の方が、多数を占めていて、社会福祉協議会の方が1人で、あと、実際にそういう自主的に活動されている方が、今野さんだけという、公募委員の方もそうなのでしょうが、そういうことで、本当に今言っていることがきちんと議論されるのかということが気になります。最近、ベルロードにリボーンというものがあります。そうした活動も活発化している中で、取り込むべきこともほかにあるのではと思うのですが、多分、公募委員の中で埋めようとされたのでしょうか、このメンバーを変える可能性はあるのでしょうか、公募委員の中にはどれだけそういう方がいるのか伺います。

高橋係長 今、おっしゃられた方々も候補としておられたかと思います。今回の会議については、今のところこのメンバーで進めさせていただきまして、その後の実際に新たな検討組織の中では、また、委員の入れかえなど検討させていただきたいと考えています。

委員 長 ほかに質疑ありますか。

柴 田 本間委員と同じ疑問なのですが、目的を読むと、一番下に総務部公共施設マネジメント課と保健福祉部介護福祉課と書いてあるのですが、要するに今の公共施設マネジメント課の説明だとこの後も新たな高齢者活動の活性化云々という話もされている。しかし、目的のところを見ると、施設の老朽化云々とあります。非常にはっきりしているのです。ですから、これは、何をしようとしているのかということところが、実は全く伝わってなくて、それで、第2回の3月上旬の勉強会は公共施設老朽化問題とその対策なのです。これを本間委員が言ったように老人クラブ連合会の会長、副会長、総務部部長、倶楽部部長、保健体育部部長が多数を占める市民会議で、何をどう議論するかということも含めて、全く伝わってこないのですが、そこら辺をもう少ししっかりと説明をしないとこの組織は一体何をやる組織なのだということところが、わからないのです。もう一度本間委員の最初の質疑のところを、再度質疑させていただく。

高橋係長 今回の会議で施設の老朽化を取り上げております。現状でも既存の施設について、ユニバーサルデザイン化も不十分ですし、設備的にも耐用年数を迎えるところも多数あります。施設の大規模な更新投資や修繕投資が間近に迫っていることから、改めて、この施設がどうあったらいいのか、滝川市内の公共施設マネジメントの中で全ての施設を維持していくのは困難であることから、今回この施設についても皆さんで改めて議論していこうと考えているところです。

柴 田 改修するに当たって、どのようなものにしていくかということとここで、検討していくのだということであれば、納得いくのです。どうもそうではない気がするのと、本当に中央老人福祉センターをこれからの時代、どうしていくのだといったときにお年寄りだけがそこに集まるものにしていいのか、どうなのかという根本的な議論がなされないと、どうもこの人選は納得できない。あくまで老人クラブの新たな活動の場所のようなものではなく、3世代でも、4世代でも集って、お年寄りが楽しく時間を使っていけるようないろんなことを中央老人福祉センターを中核としてやっていくという一つのそういうものをつくるということであれば、それはそれでわかるのですが、どうしてこうした人選になるのかという本間委員の話に落ちてしまうのです。そこら辺はもう少し詰めてやっていく必要があるのではないかと思います。このことについて

お伺いします。

高橋係長

まず、改修を現地でそのままするのかということですが、この会議の設置目的の中にもありますが、老人福祉センターの設置目的に関しては、無料または低額な料金で老人に関する各種相談に応ずるとともに老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている施設であるということで、柴田委員がおっしゃったとおり、単にお年寄りが集まる場所ではないというのは、私たちも考えております。また、そういう3世代が集える場所というのは、現状でもコミュニティセンターであったり、一方では、コミュニティセンターの学校への集約なども検討が進められていますが、そういう場も別に確保していく必要があると思っています。センターとサテライトの役割分担だと思うのですが、センターの部分というのは、どういう機能を持っていて、どういう施設がいいのかということを考えていきたいということです。

委員 長
渡 邊

ほかに質疑ありますか。

中老センターのあり方で、市民会議という名称自体、かなりウエートが大きいのではないかと思います。このメンバーでやるのであれば、単純にクラブのメンバーであり方を検討すれば十分機能が果たされるかと思えます。実際に使っているメンバーで中老センターのあり方を議論すれば済む話なのではないかと思えますが、高橋係長のストックマネジメントはその施設のあり方というより、今後どういう方向性を持って、あるべき姿というものを示していけばいいのではないかと思うのです。そこをこういう市民会議でオブザーバーをつけて、少し大きくなり過ぎて、本当に議論ができるのかと思うのですが、取り組みの仕方として、介護が入ってくるということで、これは老人クラブのメンバーだからそういうことも必要だとして、活動の内容を重視するのも重要ですが、実際、クラブ全体のメンバーでどのような議論が出るのか、そこをまずつかんであり方を進めていくべきだと思うのですが、いかがですか。

高橋係長

中央老人福祉センターについて、もちろん今の高齢者、老人クラブの加入率の低下や高齢化の進展の部分として、活動にも課題があり、その活動の拠点である施設がどうあれば、より活性化するのかということを経営の視点にしています。そして、老人クラブ連合会の方は6人ということで、その方々が今後の既存の老人クラブ活動にとらわれない、いわゆる団塊の世代とのマッチングや若い世代、大学とのマッチングといったものを視野に入れながら、今後の活動のあり方と活動の拠点の場所を検討しようという会議で、こちらへ動かすだけかというだけの議論ではなく、活動自体を見直したいということです。

渡 邊

そうであれば、中老センターそのものの運営委員会やそのようなメンバーでどのようなことが本当にできるのか。加入率については、地域ごとにいろいろな老人クラブがありますが、低いというのは認識しています。それは、地域ごとの中で話し合えば済むもので、市老連という一つの頭があるかもしれませんが、ストックマネジメントを抜いた話になるかもしれませんが、そちらにも波及するようなテーマなのかなと思うのですが、本当にストックマネジメントをこのようにしたいということを強く出さないと、ただ老人クラブのあり方だけを論ずるような感じがするのです。もう少しストックマネジメントの趣旨を中老センターのメンバーに説明する必要があるかと思えますが、いかがですか。

高橋部次長

公共施設マネジメント計画においては、公共施設は単に廃止をしていくこと

ではなく、公共施設自体をより有効に使う、そのためにはどうしたらいいのか、ということを経営的に考えていくというのが、公共施設マネジメント計画であり、やはり今、老朽化している施設をそのまま置いておくと、中央老人福祉センターについても修繕等にかかなりの費用がかかることが想定されます。これは、このままにしていくわけにはいかないということが、当然にあるということで、そのあたりも含めて、利用者の方にご理解をいただいて、それ以上に今単に使われていることが、本当に高齢者の今のライフスタイルに合っているのか、どうなのかそういう部分も含めて、議論をしていただいた上で、中央老人福祉センターのあり方というものを高齢者政策という大きな視点の中で見て、そこを議論をしていただくということになっていくのだと思っています。公共施設マネジメントは単純に廃止をすればよいということではないということをご理解いただきながら、どうしたらより有効な使い方より複合的な施設ができるのか、よりコストパフォーマンスのよい施設になるのか、そういうことを含めて、議論していく必要があると思っています。

委員 長
清 水

ほかに質疑ありますか。

これまで発言された委員に共通する点として、市民会議の委員がこれでよいのかという疑念について、私も同感なのです。第1回の日をおくらせて、委員の選定をし直すということはできないのかお聞きします。ポイントが非常に絞られていない。いきなり公共施設老朽化問題を議論する。これは非常に技術的な問題なのです。この方たちがこの問題を果たして議論するに適した方たちなのか、よくわからないのです。この施設をずっと使うのにこれだけかかるのですが、どうでしょうか。こことここだけ直しましょうという話をするのであればいいのだけれども、今、次長が言われたように単純に廃止するわけではないと、既に廃止が何らかの形でかなり大きな方向として構想にある中でこういう話をするというのは、この方々は余り適していないと思うのです。さらに第8回のエリアの活性化方策とか、第4回の行政と個人をつなぐとかになると、これは老人クラブ連合会が6人も出て、話すようなことではないのです。本当にさまざまな立場の方が参加する。今回の介護保険の総合事業で先ほど質疑したばかりですが、介護に移行しない、健康な高齢者の生活を守っていくという視点で言えば、保健、医療、そういった分野の専門家も1人くらいは入っていないとだめだろうということで、第1回の日をおくらせられないのかということです。

高橋部次長

報告をさせていただいている中で既に会議の案内、会議のセットを進めているということもあり、現実的に今、中央老人福祉センターをお使いの方というものを主眼に入れて進めさせていただきたいということで、委員を選んでおりますので、これについては、先ほどもご説明しましたが、今後、この委員会で出た話が、次に活動というものにつながっていくような組織づくりもしていきたいと考えておりますので、そういう意味で施設を使っている方、実践活動をされている方を中心に選ばせていただきました。この会議を進めながら、実際にどう動いていくかというときにはいろいろな考え方が出てくるのかなと思いますので、そういうことも含めて会議の状況等も委員会にご報告しながら、進めさせていただきたいと思っています。

清 水

22日なので、既に案内を発送しているということですが、この方々には大変失礼だということで、それについては理解しないわけではないのですが、そうで

あっても、こういう意見が出たので、老人クラブ連合会の人数を減らして欲しくないか、その分多様な方に入ってもらいたくないかという、連合会が6人なんて、このような委員会は非常識だと思うのです。連合会の中で調整していただければよい話なので、そんなに失礼な話ではないと思うのです。それをもう一回再考する考えはないのか伺います。

こういうメンバーでよいというのは、総務部、保健福祉部がまたがった話なので、全体をこのような方向でよいと副市長あるいは市長に確認しているのか、委員構成を決めてよいのか、最終的に判断する流れを伺います。

高橋部次長

このあり方の検討をする市民会議の設置について、理事者の決裁を得た上で進めさせていただいているところです。

高橋係長

老人クラブ連合会6人が多いということですが、連合会の役員の皆さんの中では、現状の老人クラブの解散が続いている中で、非常に危機感を抱いている方が多くいまして、こういう活動の新たな見直しの機会というのは大事だとおっしゃっていただいています。これから、この新しい仕組みを老人クラブ連合会の皆さんでつくっていくのに、皆さんでいろいろと中身を確認していくということで、6人の方が参画いただいているということになっております。

清 水

老人クラブの先行きに対して不安を抱いているということをおっしゃいましたが、それと中央老人福祉センターの問題というのは、全く別問題なのです。中老センターを利用されている方で、老人クラブに入っていない方はたくさんいます。老人クラブに入っていない高齢者の方を逆に入れなければだめだという話になるのです。老人クラブのこれからということであれば、別の会議でやればよいことなのではないですか。やろうとしていることと人選がどうも合っていないと思うのですが、いかがですか。

高橋係長

私たちとしても中央老人福祉センターの利用者にぜひ入ってほしいと声かけをさせていただいております。その結果、残念ながら、1人の方しか参加されなかった。11番の方です。何人か候補者が出てきたのですが、最終的に辞退されたりで、その部分は私たちとしても非常に残念な結果でした。

委員 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員 長

報告済みといたします。

ここで、発言の訂正があります。

橋本課長補佐

先ほどの行政不服審査法の清水委員からの質疑に対する答弁について、訂正させていただきます。

最後に質疑のありました救済手段の充実・拡大の文の意味ですが、これに関しては、申請に対する拒否、申請をしても受け付けない、あるいは一向に返事をしないとといった場合にそれが違法、不当であるとき、さらに踏み込んでその申請の内容については、一定の処分を下すべきであるということまで含めて、裁決に含めるという制度を加えたということです。

2 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

委員 長

2、第1回定例会以降の調査事項については、別紙のとおりと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

それでは、そのように決定いたします。

3 その他について

委員長 委員から何かありますか。
(なしの声あり)

委員長 事務局から何かありますか。
(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会の日程につきましては、正副委員長に一任願えますか。
(異議なしの声あり)

委員長 以上で第10回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 15:04